

# 令和6年度 事業計画

社会福祉法人むろと会

## 1・法人経営の原則の遵守

当法人は、令和6年度の事業を執行するに際し、法人定款第3条に規定する法人経営の原則を遵守する。

### (経営の原則) 社会福祉法人むろと会定款第3条

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

## 2・経営理念と基本方針

### 【基本理念】

私たちは、この室戸市に唯一の特別養護老人ホームを維持継続していくため、この「むろと会」を設立しました。利用者一人ひとりの人格と個性を尊重し、利用者主体の介護サービスを提供するとともに、地域の一員として、地域福祉の推進に努めます。

### 【基本方針】

私たちは、専門的役割を持って利用者とかかわり、生活の自立のために必要な支援を行います。

- (1)利用者の思いを尊重し、その人らしい生活を支援します。
- (2)常に思いやりを持って接し、穏やかに安心して暮らすことのできる施設を目指します。
- (3)利用者一人ひとりの声を受けとめ、専門職としての役割を發揮します。
- (4)社会福祉法人として地域と共に歩んでいきます。

## 3・令和6年度の運営について

### (1)法人運営

社会福祉法人として、施設利用者のため設立当初より安定した運営を続けてきました。今年度も安定した健全な施設の運営に努めるため、また、未来へとつながる施設サービスを維持するため、社会福祉法人として、刻々と変化していく情勢に対応しながら運営していきます。

令和2年度より進めてきました「移転新設計画」につきましては、令和6年より建設工事が本格的に始まることとなります。工事の完成は令和7年6月末を予定しています。工事に関係して開設補助金の申請や本体工事以外の工事についても対応していきます。

令和6年4月より介護報酬が改定されます。今回の改定は基本報酬1.59%の増額改定。処遇改善、特定処遇改善、ベースアップ加算の一本化、防災及び感染症発生時の事業継続計画策定の義務化、また、令和3年度の改定において栄養マネジメントや口腔衛生管理体制の義務化等の経過措置についても令和6年3月31日をもって終了することとなります。制度改正に合わせた対応が必要となります。

### ア 理事会及び評議員会の開催について

- ① 理 事 会 : 6月・11月・3月
- ② 評 議 員 会 : 6月・11月・3月

## イ 法人監査の実施 : 5月

### (2)施設運営

令和6年度は介護報酬改定があり、改正される制度に合わせた施設運営が必要となります。口腔ケアや栄養管理は基本サービスに組み込まれることとなり、対応できなければ基本報酬が「減算」となります。防災及び感染症についても発生後の事業継続計画を作成し研修及び訓練を行うことが義務付けられました。これからは介護現場の職員も、制度を理解したうえで介護の実践を行わなければならない状況になってきました。より専門的な知識が必要とされていますので、現場の職員対して介護保険制度について理解を深める研修を実施していかなければなりません。

令和7年8月には新しい施設での介護がスタートすることになります。新しい施設は全室個室となり今の施設と全く異なります。設計段階から、現場の意見を取り入れ新しい施設づくりを実施してきましたが、実際の施設に移った時に困らないよう今からシミュレーションを行いながら、安全に移行できるよう今年度中に計画していきます。

### 4・経営状況について

令和5年度の経営状況は新型コロナウイルスの二度の集団感染が発生したことで、ショートステイサービスを中止した分収入減となりました。稼働率については95%と昨年と同等で推移しています。これは要介護度の高い申込者の減少から、新規受け入れを要介護度3(軽度の利用者)の方を受け入れ、稼働率を優先させたため、稼働率は減少しませんでした。入所者の基本単価の減少と取得加算の変更により1人あたりの収入単価が減少したためです。それでも令和4年度と同等の収入となっているため、減算分を稼働率と加算取得でカバーできたこととなります。

現在も入所申込者は減少傾向にあり、また、申込者の内訳も要介護度3の申込者が多いため、今年度も収入を安定させるために、令和6年度は稼働率を96%とし経営の健全化に努めます。

令和6年度は介護報酬改定により基本報酬は増加することとなります。しかし、管理栄養士の未配置による栄養マネジメント減算となるため、報酬総額は昨年と同等になる予定です。全国的にも約6割の特養が赤字経営となっている状況であり借入金の返済も始まるため、赤字に転じることの無いよう努めていきます。

### 5・感染症対策について

令和5年5月から新型コロナは5類感染症へと変更されましたが、施設の感染対策は変わりなく継続しています。令和5年度は二度コロナ集団感染を経験しました。二度の感染者発生事例はありましたが、発生後の感染対策により、一回目は7名、二回目は8名と、最小限に抑えることができました。世間一般には怖い感染症ではなくなりましたが、高齢者施設にとって感染力の高い高齢者は重症化する感染症には変わりありません。令和6年度の介護報酬改定には、感染対策に係る改定内容も盛り込まれており、今後発生しうる新たな感染症にたいしても対策を講じていく必要が義務付けられることとなります。

今年度の対応としまして、ご家族より直接面会の希望もあり、コロナ前の状態に少しずつ戻していくこととなります。新しい施設も感染対応のできる施設となっていますので、感染症に強い施設づくりを行っていきます。

## 6・防災対策について

当法人は、火災、地震及び津波、風水害、土砂災害とすべての自然災害について、防災対策を行っています。令和6年1月1日に能登半島を震源とする震度7の大地震が発生し、大きな被害が発生しています。幹線道路の寸断やライフラインの復旧困難等、地震そのものの被害はもちろんですが、その後の生活を継続することの大変さについては、室戸市も同じ状況になると考えられます。地震への備えと発生後の生活について事業継続計画を見直し、有事に備えていくよう努めていきます。

## 7・職員の確保について

令和5年度は外国人財を2名受け入れ、介護職員については確保できている状況です。しかし、職員の高齢化により、全ての業務を行える職員が減っています。また、来年には70歳を超える職員が6名となります。また、外国人財も2027年8月には5年を迎え、母国へ帰ることとなります。退職される職員も出はじめるため、今から人員確保について、しっかりとした計画を立てていかなければ、利用者に対するサービスの質を維持していくことができなくなります。今の若い世代や求職者に、「介護」という仕事を選択肢として取り入れられるよう、自分たちが行っていることを発信していきます。

## 8・ICTの活用

令和6年度は、令和5年度に導入したインカムによる職員の連携及び、見守りカメラによる、利用者の安全確認を進めていきます。また、総合的な介護システムの整備に向けて取り組んでいきます。

## 10・令和6年度の計画予定

### (1)法人関係

- ① 施設移転計画の推進（建設工事）
- ② 福利厚生 of 充実への取り組み
- ③ 働きやすい職場環境の整備
- ④ 新たな加算算定への検討

### (2)施設関係

- ①ICT活用による業務の効率化の推進（見守りシステム）
- ②職員の資質向上のための指導要領の確立
- ③次世代職員の育成
- ④栄養マネジメント・口腔衛生管理

## 11・施設概要

- (1) 所在地 高知県室戸市室戸岬町 1675 番地
- (2) サービス内容 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
短期入所生活介護サービス  
介護予防短期入所生活介護サービス

(3) 入所定員数 100名（短期入所空床型）

(4) 事業開始年月日 平成26年4月1日

(5) 職員定数 76名（正規職員 37名 契約職員 17名 パート職員 22名）

(6) 利用者の介護計画

- ①生活援助 利用者の意向に添った視点をもって個々の「生活」を支援します。
- ②身体介護 利用者の身体機能及び認知状態を把握し、排泄、入浴、食事等必要なケアを提供し、個別対応していきます。
- ③健康管理 嘱託医の指示のもと、看護職員を中心に、毎日のバイタルチェックと状態観察を行い、心身の変化について早期発見、対応に努めます。
- ④機能訓練 機能訓練指導員の計画をもとに機能訓練を実施していきます。
- ⑤栄養管理 栄養士の献立により、利用者の疾病や状態に合わせた食事を提供していきます。また、栄養面だけでなく食事を摂ることの楽しみや食べる環境づくりを行なっていきます。令和6年度より栄養マネジメントが義務化されるため、低栄養リスク者に対してマネジメントを行っていきます。
- ⑥口腔衛生管理 令和6年度より口腔衛生管理について義務化されるため、歯科医師と連携を取ながら口腔衛生管理に努めていきます。
- ⑦行事・レクリエーション 日常生活の中に、継続して実施できるレクリエーションや趣味を提供していきます。
- ⑧地域との交流 地域団体やボランティアの受入や地元での開かれる行事への参加、施設の行事を通して交流を行っていきます。
- ⑨利用者の日課と介護等

時間	利用者日課	介助内容
6時30分	起床・洗面・着替え	洗面・整容介助・排泄介助
7時30分	朝食	離床介助・食事介助・口腔ケア
9時00分～11時	入浴・排泄	入浴介助・排泄介助
10時00分～11時	レクリエーション・お茶・機能訓練	リハビリ・水分補給
12時00分	昼食	離床介助・食事介助・口腔ケア
14時00分～16時00分	入浴・排泄	入浴介助・排泄介助
15時00分	レクリエーション・行事・お茶	レクリエーション準備・水分補給・生活リハビリ
17時20分	夕食	離床介助・食事介助・口腔ケア
19時00分～21時00分	談話・テレビ観賞・排泄	コミュニケーション・見守り介助・排泄介助
21時00分	就寝	着替え・離床介助・排泄介助

(7) 安全管理

①防災対策

利用者の生命と施設の安全を守るために、職員一人ひとりが予防や安全対策を心がけ、いつ

発生するか解らない災害に対応していきます。

- ・施設の防災については、「丸山長寿園防災計画」に基づいて実施していきます。
- ・施設内に、「自主防災組織」を設置し、活動していきます。
- ・消防署の協力を得て、年に2回以上の消火訓練及び地震や風水害等を想定した避難誘導訓練を実施します。

## ②応急対策

市内で救急病院や入院病床がない状況の中で、利用者の急な様態の悪化や緊急時の生命維持のために、救急対応や救急蘇生法について技術を習得し、施設として対応できるよう準備していきます。喀痰吸引等の医療的介護技術の習得にも力を入れています。

## ③防犯対策

施設の防犯対策について、防犯灯などの施設整備や職員の防犯についての意識を持って危機に直面した際に対応できるよう防犯訓練を計画し実施していきます。

## (8) 施設内の組織（会議及び委員会）

### ①施設内の会議

#### ○全体会

施設の課題や全体の行事、連絡事項について職員全体に情報の周知と共有を目的とする。

（月に1回）

#### ○リーダー会（月1回） 各職種の代表が参加

### ②委員会

#### ○感染症対策委員会

看護職員が中心となり、感染症・食中毒等の予防対策についての対策や勉強会を開催し、感染症のまん延防止対策を検討実施。（2月に1回開催）

#### ○事故対策委員会

施設内の介護事故防止対策や、発生した事故の分析と再発予防の検討と実施。

リスク管理を実施する担当者の設置。

（2月に1回と事故発生時に開催。感染症対策委員会と同時開催でも可）

#### ○身体的拘束適正化委員会

身体拘束廃止についての対策と検討。職員に対して年2回の勉強会を開催し、身体拘束廃止について周知徹底する。（3月に1回と身体拘束事例発生時に開催）

#### ○給食委員会

利用者の食事内容についての検討と対策。美味しく食べて頂くように食事環境についても検討。利用者に対し栄養ケア・マネジメントのため、栄養管理計画を整備していく。

（3月に1回）

#### ○防災対策委員会

施設内の自主防災組織に準じて、日常の自主点検や防災訓練の訓練内容について検討。

（年3回）

#### ○衛生委員会

労働衛生法に基づき、職員の労働環境や安全、健康管理に関することを検討する。

(月1回)

○排泄委員会

利用者の排泄の自立に向けて検討する。オムツ外しを基本として改善検討する。また、オムツ外しをすすめることでご利用者の排泄の自立を目指す。(3月に1回)

○褥瘡予防対策委員会

看護職員を中心に、施設内での褥瘡発生ゼロを目指して予防に努める。また、褥瘡の早期改善のため取り組む。(3月に1回)

○入所判定委員会

要介護度4以上の施設入所申し込み者が空床より多い場合、申込者の中から次の利用者を選考する。また、入所申し込み状況を考察し今後の施設入所について優先順位者を選考する。(6月に1回及び施設長が必要と認めた時)

(9) 環境整備

施設内の美化と利用者身辺の整理整頓に努めると共に、高齢者の生活の場として相応しい環境づくりを行う。施設は6人部屋が中心となっているため、特に利用者が落ち着いて生活できるよう創意工夫を行っていきます。

(10) 地域貢献

社会福祉法人として地域へ利益を還元できるよう様々な形で地域に貢献していきます。

(11) 地域交流

施設に入所されても利用者は家族や地域と繋がっています。そのことを常に意識して、地域と積極的に交流していきます。また、ご家族が面会に来所しやすい施設づくりを行い、ご家族や面会者には、常に挨拶と笑顔で対応していきます。利用者の身体状況や生活状況を提供し、良い関係性を構築していきます。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることもあり、感染対策を講じながら地域交流を行っていきます。

- ① 施設の行事を通じて、近隣住民や地域の子供達と交流していきます。
- ② 地域の行事に地元出身の利用者と一緒に参加して行きます。
- ③ 地域のボランティアや地域団体等の訪問を積極的に受け入れていきます。
- ④ 専門学校や福祉高校の実習生や福祉体験学習を積極的に受け入れ、施設介護について技術指導を行っていきます。

(12) 職員研修について

職員の育成や専門知識の習得、資格取得を目指して職員研修を実施していきます。

① 施設内研修

施設内研修は、新規採用時研修、感染症予防勉強会、身体拘束適正化についての勉強会、事故防止対策についての勉強会、職員研修会等を実施する。

② 施設外研修(リモート研修を含む)

高知県社会福祉協議会や高知県の主催する研修会、介護福祉士会やその他、医療機関等の主催する研修会等にも参加して行きます。

- ③ 介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得を目指し、専門性を高めて行きます。  
「介護福祉士実務者研修」「介護支援専門員実務研修及び更新研修」への受講支援（資格取得支援規程の推進）
- ④ 高齢者や障がい者雇用について、職員一人ひとりが理解しサポート体制を整備する。
- ⑤ 利用者の重度化に伴い医療的ケアの技術向上に努める。
- ⑥ 職員の資質向上のためのキャリアアップの策定と実施